○環境省告示第六十六号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定に基づき、特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月厚生省建設省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年四月二十日

環境大臣　望月　義夫

別表第一号ニ中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

○関東地方整備局告示第二百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻二丁目五四七番一から同市田尻五丁目三一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○四国地方整備局告示第七十二号

吉野川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域について、平成二十六年四月二十一日四国地方整備局告示第四十九号を次のように改正する。

関係図面のうち「第四十三号図」から「第四十八号図」を、追加して指定する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

（図面省略）

○北海道開発局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百七十三号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野三三六九番一地先から同町字滝ノ上原野二八一〇番二地先まで	前	一二・五〇メートル～二三・〇〇メートル
	後	一二・五〇メートル～二三・〇〇メートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○環境省告示第六十七号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年四月二十日

環境大臣　望月　義夫

第一条第一項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十三号	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野三三六九番一地先から同町字滝ノ上原野二八一〇番二地先まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年四月二十日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

四月十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

都市農業振興基本法

議案通知

四月十六日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

都市農業振興基本法案

質問書提出

四月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

高浜原発の運転差止の仮処分決定に関する質問主意書（本村賢太郎提出）

会議

四月十七日（金曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

四月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

平成二十七年四月十七日（金曜日）

午前十時開議

第一　高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案（内閣提出）

第四　独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

第五　道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

通知書受領

四月十六日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

都市農業振興基本法案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

都市農業振興基本法

質問主意書提出

四月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第一〇八号）

同性カップルに係る法整備に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一〇九号）

インターネット検索サービスに関する質問主意書（大久保勉提出）（第一一〇号）

国の電子データのクラウド上における管理に関する質問主意書（大久保勉提出）（第一一一号）

社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問主意書（櫻井充提出）（第一一二号）